

平成23年9月12日

松阪記者クラブ 様

担当者 齋宮跡課 西口和良

連絡先 電話：0596-52-7126

FAX：0596-52-7133

担当者 福祉子育て課下村由美子

連絡先 電話：0596-52-7115

FAX：0596-52-7137

発表事項 「いつきのみや歴史体験館」「明和の里」指定管理者募集
について

内 容 公の施設である「いつきのみや歴史体験館」「明和の里」
の管理運営業務について、施設の設置目的を効果的に
達成させるため、当施設の指定管理者を募集します。

※ 詳細：別紙

いつきのみや歴史体験館指定管理者募集概要

■募集の目的

明和町（以下「町」という。）では、公の施設である「いつきのみや歴史体験館」の管理業務について、施設の設置目的をより効果的に達成させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、いつきのみや歴史体験館条例第4条及び明和町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年明和町条例第16号）第2条の規定に基づき、いつきのみや歴史体験館の指定管理者を募集します。

■施設の概要

（1）施設の設置目的

国史跡齋宮跡の保護、保存及び活用の推進を図り、まちづくりの振興に寄与することを目的とします。

（2）施設の名称・所在地・内容

いつきのみや歴史体験館（平成11年10月開設）

所在地 三重県多気郡明和町大字齋宮 3046 番地 25

（附帯施設）

・ 齋宮跡 1 / 10 史跡全体模型（平成14年3月開設）

所在地 三重県多気郡明和町大字齋宮 3073 番地 5 ほか

・ 国史跡齋宮跡休憩所（平成15年4月開設）

所在地 三重県多気郡明和町大字齋宮 2969 番地 4

・ 便益施設「ふる里」（平成2年4月開設）

所在地 三重県多気郡明和町大字竹川 566 番地

■指定管理者が行う業務

施設の設置目的を達成するため、次の業務を行います。

- （1）施設の利用許可に関すること。
- （2）施設及び設備の維持管理に関すること。
- （3）史跡案内等、見学者対策に関する事業実施に関すること。
- （4）齋宮に係る体験学習事業等の実施に関すること。（県委託事業を除く。）
- （5）前項に掲げるもののほか、目的達成のため指定管理者が必要と考えること。

■指定期間

指定管理者の指定期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までとし、管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

■応募資格

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営し、かつ、施設の設置目的を効果的・効

率的に達成することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。

■募集期間（予定）

募集要項配布期間 平成 23 年 10 月 3 日～10 月 14 日

申請書提出期間 平成 23 年 11 月 1 日～11 月 8 日

※土曜日、祝日は除く。

明和の里の指定管理者の募集概要

明和の里の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び明和の里設置及び管理に関する条例（平成9年明和町条例第6号）第5条の規定に基づき、次のとおり指定管理者の募集を行います。

■指定管理者募集の目的

（1）指定管理者制度活用目的

指定管理者制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者等まで広げることにより、①施設の効用の最大限の発揮、②住民サービスの向上、③行政コストの縮減等を図る目的で創設されたものであり、明和町としても今後引き続き指定管理制度を活用することで、高齢者や心身障害者に対する各種福祉サービスの向上並びに行政事務の効率化を果たすため、明和の里を指定管理者にその管理を代行させることとします。

（2）施設の設置目的（役割）

明和の里は、明和町の高齢者及び心身障害者に対し、各種サービスを提供することによって日常生活を支援し、社会的孤立感の解消、心身機能の向上等を図るとともに、その家族の身体的精神的な負担軽減を図る目的で平成9年に設置され、密度の高い福祉サービスを提供する施設として現在に至っています。

■施設の概要

- （1）名 称 明和の里
- （2）所在地 明和町大字馬之上917番地の1

■指定管理者が行う業務の範囲

施設の設置目的を達成するため、次の業務を行います。

- （1）介護予防サービス事業の実施に関する事。
- （2）地域密着型介護予防サービス事業の実施に関する事。
- （3）訪問介護サービス事業の実施に関する事。
- （4）通所介護サービス事業の実施に関する事。
- （5）障害者通所サービス事業の実施に関する事。
- （6）施設使用申込みに係る調整及び許可に関する事。
- （7）利用料金等の収受に関する事。
- （8）明和の里の施設の維持管理に関する事。
- （9）前各号に掲げる業務のほか、町と指定管理者が協議し必要と認める業務。

■指定期間

指定管理者の指定期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までと

し、管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

■応募資格

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営し、かつ、施設の設置目的を効果的・効率的に達成することができる明和町に事業所又は事務所を有し、社会福祉法第22条に規定する法人とします。

■募集期間（予定）

募集要項配布期間 平成23年10月3日～10月14日

申請書提出期間 平成23年11月1日～11月8日

※土曜日、祝日は除く。